

リスボン憲章 (日記版)

飲料水供給、公衆衛生、下水管理サービスの
公共政策および規制の指針

The Lisbon Charter

Guiding the Public Policy and Regulation
of Drinking Water Supply, Sanitation and
Wastewater Management Services



©2015 International Water Association

Published by the International Water Association. All right reserved.

Requests for permission to reproduce or traslate this material - whether for sale or non-commercial distriubution - should be directed to IWA Media Office via the website (www.iwa-network.org)

All reasonable precautions have been taken by the International Water Association to verify the information contained in this publication. However, the published material is being distrubuted without warranty of any kind, either expressed or implied. The responsibility for the interpretation and use of the material lies with the reader. In no event shall the International Water Association be liable for damages arising from its use.

Translation into Japanese

Translated by the International Water Association Japan National Committee. All right reserved.
From the original title "The Lisbon Charter - Guiding the Public Policy and Regulation of Drinking Water Supply, Sanitation and Wastewater Management Services", March 2015. Errata October 2016.
In case of discrepancy, the English version shall prevail."

目次

前文	5
----	---

第1部—本質および目的	5
-------------	---

背景	6
目的	6
本憲章の使い方	7
定義	7

第2部—原則	8
--------	---

第1条 公共政策および規制の原則	8
------------------	---

第3部—役割と責任	9
-----------	---

第2条 共通の責任	9
第3条 政府と行政の責任	9
第4条 規制当局の責任	11
第5条 飲料水供給、公衆衛生および下水管理を行うサービス事業者の責任	12
第6条 利用者の責任	12

第4部—規制の枠組み	13
------------	----

第7条 効果的な規制枠組みの原則	13
------------------	----

第5部—解釈	13
--------	----

第8条 憲章の解釈	13
-----------	----

謝辞	15
----	----



IWAはこの度、水・衛生の専門家やオピニオン・リーダーのコミュニティとともに、様々な利害関係者および水利用者の権利と責任に明確に言及するかたちで、飲料水供給・公衆衛生・下水管理サービスにおける公共政策および規制の優良事例に関する国際的な枠組みについて合意した。

前文

過去 10 年間で、適切な公共政策の策定や効果的な規制の制定を通じて、欠くことのできない飲料水、公衆衛生および下水サービスが提供できる環境を整備することの重要性がますます強く認識されてきている。実際に、水供給、公衆衛生、下水管理サービスに関する規制の枠組みを持つ国は増え続けており、同様に規制機関も増加している。

国際水協会 (International Water Association: IWA) は専門家および企業から構成される国際的な協会であり、水循環のあらゆる面をカバーしている。IWA のビジョンは、人間活動と生態系のニーズを満たすために、水が公正で持続可能な方法によって賢く管理されている世界である。また、IWA のミッションは、IWA 会員、水に関わる専門家のコミュニティ、外部機関、オピニオン・リーダーおよび一般社会に対して変化を呼び起こし、奉仕することである。

飲料水、公衆衛生、下水管理サービスを満足に提供できるか否かは、すべての利害関係者の寄与にかかっており、それぞれの役割を効果的かつ効率的に果たす必要がある。しかし、国連のガイドライン (International guidelines on access to basic services for all) や ISO 規格 (24510, 24511, 24512) などの国際文書では、規制当局の具体的な役割が明記されることなく、異なる利害関係者の役割が個々に定義されている。

IWA 理事総会において、2012 年に採択された決議に定められる、安全な飲料水および衛生施設を得る権利の重要性が確認された。また、本決議は IWA 会

員に対してこれら権利の漸進的な実現への支援を促すものである。2010 年 7 月の国連総会において安全な飲料水および衛生施設へのアクセスは人権であるという認識がなされ、多くの国々において法律に組み込まれた。公共政策および規制の枠組みはこの法律から導き出されるものである。

IWA 安全な飲料水のためのボン憲章 (Bonn Charter for Safe Drinking Water) は、飲料水の安全な管理を保証することを目的とした統合的なリスクアセスメント・マネジメントシステムを共同的に実施するための枠組みを確立した。それは、WHO 飲料水水質ガイドラインが提案する水安全計画 (Water Safety Planning) の概念の導入、拡大、さらなる発展に大きく寄与してきた。ボン憲章はまた、共同的な行動をとるため様々な利害関係者をひとつにまとめている点、現地の法律、規制、実践に適用される国際的な枠組みを提供している点の双方において、他の模範となる文書である。

2014 年 9 月、IWA とポルトガル上下水道サービス規制当局 (Portuguese Water and Waste Services Regulation Authority: ERSAR) が共催した第 1 回国際規制当局フォーラム (First International Regulators Forum) では、水サービスの規制当局と衛生・環境分野の関係者を集めて、規制の役割、その現況、および水供給の将来動向について議論した。また、各部門を越えた規制当局の交流も行った。本フォーラムは優良事例の普及に寄与し、規制実務の協調を可能にした。ボン憲章を原動力として、ERSAR が主導するかたちで、サービスの公共政策および規制の指針となる憲章を制定することが決定した。

第1部—本質および目的

背景

2014年9月、リスボンで開催された第1回国際規制当局フォーラムにおいて、飲料水、公衆衛生、下水に関する専門家や実務者、それらに対して責任のある政策決定者、公共や民間のサービス提供者の責任者および水管理の業務を担っている実務者コミュニティが集まった。彼らは、飲料水、公衆衛生および下水管理のサービス（以後、「サービス」と称する）に対する適切な公共政策および効果的な規制に向けた基本原理を定めることを目指した憲章を作成し、系統立て設定することを目的としたIWAイニシアチブを推奨した。そして、政府、行政機関、規制当局、サービス提供会社および利用者のそれぞれの権利、義務、責任を宣言した。



目的

リスボン憲章は、国もしくは地方における政策の形成、それに関連するサービスの規制の枠組みづくり、およびそれら政策・規制を実施する際の優良事例に関する手引きとなるものである。この目的を達成するために、本憲章の条項は、以下の基本原理に依拠する。

リスボン憲章の主要な前提は、安全で、低廉で、許容可能で、身近にアクセスできる飲料水（これはボン憲章にも関連している）と衛生設備の供給、および下水の持続可能かつ安全な管理は、コミュニティの保健と彼らの社会経済的な発展のための基本である、ということである。そしてさらに、安全な飲料水と衛生施設へのアクセスは経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約の下で人権として認められている。それは、すべての者の相当な生活水準について権利から派生し、健康に対する権利と関連している。

リスボン憲章が認めているのは、国連開発目標（Millennium Development Goals や Sustainable Development Goals など）を達成するための国際的な公約に従って人々の基本的なニーズが満足されることを、政府が必ず保証することである。また、リスボン憲章は、政府がそれらの権利を尊重し、保護し、充足する義務を担い、ユニバーサルアクセスの達成に向けて不平等や差別を取り除き、安全な飲料水と衛生施設の権利の実現を進めるプロセスのための責務を担うことを承認している。

政府は政策立案の責任を担う主要機関であるが、安全な飲料水と衛生設備へのユニバーサルアクセスおよび下水管理の許容可能なレベルを達成するために必要な全ての行動を実施する唯一の実体というわけではない。しかしながら、人権に関する責務の担い手として、政府は国際的な約束や国民への公約を満足するために、適切な公共政策および効果的な規制を促進する必要がある。

本憲章の使い方

リスボン憲章は、サービスの優れた公共政策と効果的な規制のための原則を示すものである。これらの原則は、利害関係にある各グループ（政府や行政、規制当局、サービス提供者と利用者）や広く水や衛生に関わる実務者コミュニティが有している権利、責任および優良事例に関わるものである。そのため、公共政策や規制の策定と実施の際に、各利害関係者がその役割を—共同的また個別の両方において—最適化するための指針がここに提示されている。

定義

本憲章の目的に照らして、以下のように用語を定義する。

リスボン憲章

リスボン憲章：飲料水供給・公衆衛生・下水管理サービスにおける公共政策と規制のための指針

規則

本憲章では以下の意味で用いる。

1. 政府や行政から発せられ、規制当局により強制が可能な規則
2. 法または契約により採用された基準、指針、規則、要件を適用し強制する行為

利害関係者

飲料水・公衆衛生・下水の専門家および実務者、サービスに責任ある立場の政策決定者および意思決定者、行政、規制当局、公共・民間のサービス提供事業の管理者、水管理の実践者コミュニティ、サービスの受益者。リスボン憲章ではこれらを政府・行政、規制当局、サービス提供者、利用者の異なる4つの役割に基づいて分類する。

政府・行政

政府とは政治家などからなる政治的な体制であり、行政権を行使して国を治めるものであって関係当局や責任主体を含む [ISO 24510:2007]。行政とは公務員などからなる管理体制であり政府の政策を日々実行する。

規制当局

公的な機関であり、政治、法または契約によって採用された基準、指針、規則や要件を適用し強制する責任を負う。監督者の立場から独立した権力をサービスに対して行使する。

サービス事業者、事業体

サービスを住民に提供する主体。その所有が公共か民間かの別は問わない。

利用者

飲料水供給、公衆衛生、下水管理サービスの最終的な受益者。

第2部—原則

第1条 公共政策および規制の原則

リスボン憲章は、サービスにおける優れた公共政策と効果的な規制のために次の基本的な原則を認める。

1. 1

効果的な水供給、公衆衛生および下水管理は持続的な発展に寄与する

サービスは現代社会の発展において決定的に重要であり、人々の健康、一般の福祉、および適正な生活水準の維持のために欠くことができない。そのため、サービスは持続可能性の三つの柱を見据えながら、住民、経済活動および環境を総合的に守らねばならない。

1. 2

サービスの提供においては説明責任と透明性を銘記しなければならない

サービスは、次に示すような行政が負う一連の義務を果たさなければならない。ユニバーサルなアクセスの確保；量、質、信頼性、継続性といった観点からの明確な基準および規範の設定；積極的、予防的およびリスク管理による利用者の保護；全ての利害関係者への全面的な情報提供；構造的および運営的な効率性の確保；価格の負担可能性と世代間負担を適切に考慮した誠実な資産管理；持続可能な運営に向けたサービス価格の負担可能性と費用回収の公平なバランスの維持。そして IWA ボン憲章、またこのリスボン憲章で述べられているような優れた実践規則の採用。

1. 3

サービスの提供は長期的なインフラ投資と費用回収手段からなる経済的枠組みのもとで行われなければならない

サービスは水循環の中で一連の不均衡な製品や状況を取り扱う。それは規模の経済、範囲の経済およびプロセスの経済を実現する可能性を有している。一方で、その資産はピーク時の状況や緊急にも対応可能となるよう設計されている。このことは、その大きな固定費用要素のために、厳正な構造をもつ高額な単一価格を伴うことを意味する。一般に、投資した費用の回収には長い期間と低い価格 - 需要弾力性が必要である。料金徴収、外部からの資金援助、年度毎の助成といった費用回収手段は、財務費用（運転維持管理、新規設備投資）、環境コスト、資源コストといったサービスに要する全費用を考慮しなければならない。異なる資金源（料金徴収、資金援助、税金）の寄与の程度は最大限の透明性をもって決定されなければならない。

1. 4

サービスの提供は全ての水資源の財政的、社会的、環境的側面を考慮しなければならない

サービスは、飲料水の原料でもあり下水の排出先にもなる水資源と密接不可分の関係にある。水資源はどのような規模においてもまさに水循環の始点であり終点である。

1. 5

効果的なサービスの提供は相互に依存関係にある利害関係者の共同的な行動にかかっている

当事者と利害関係者の多様性に鑑み、第3部では、主たる当事者の責任について政府・行政、規制当局、サービス事業者および利用者との関連から詳しく述べる。これらの責任がともに機能することで、サービスの提供に向けた上記の責務が公正で差別の無い方法で果たされることが保証されるであろう。

第3部 役割と責任

第2条 共通の責任

全ての利害関係者は継続して開かれた対話の場を持ち、持続可能で継続的なサービスの提供についての情報を共有すべきである。情報アクセスに関する政策は合意の上で策定され、一般に公開するための広範で信頼できる包括的な情報と機密性とのバランスをとるための基準を明記しているべきである。

第3条 政府と行政の責任

政府と行政は、中央、地域、そして地方レベルにおいて、許容できる質と支払い可能な価格でのサービスに対する信頼を確保する上で、決定的な役割を担っている。政府と行政は、住民に対するサービス提供のための適切な公共政策の策定と実施を確保しなければならず、それには規範、基準、最優良事例の作成、適用、そしてモニタリングを含む。さらに、公共政策には、国際的な開発目標に貢献し、国際的に認められた安全な飲料水と衛生施設に対する人権を尊重することが期待される。

住民に対するサービス提供のための適切な公共政策の策定と実施は次の項目から構成される。

3.1

政府および行政は、政府や社会の構想を具体化するために、国もしくは地域レベルで中期的に設けられた機関に対して戦略的計画を採用すること。

3.2

政府および行政は、サービスの提供に対する法的枠組みを確立および強化し、すべての規制が公共、民間およびその複合団体や連合体に関わらず全ての利害関係者に公正に適用されることを担保すること。

3.3

政府および行政は、各国の状況に応じて公共もしくは民間、中央、地域もしくは地方に関わらずサービスの管理モデルを明確にすること。

3.4

政府および行政は、部門ごとの最適なパフォーマンスのための不可欠な基盤として、これらのサービスの提供と管理に含まれる様々な事業体間での明確な責任の割り当てと説明責任を伴う効果的な制度的枠組みを作成し保証すること。

3.5

政府および行政は、国および地域や地方自治体がインフラとサービス提供における法律、規範、基準および最優良事例を精査し施行する手段としての規制の枠組みを設計し、規制当局の独立性を保証し保護すること。

3.6

政府および行政は、国および地域や地方レベルの健康保護、環境保護、経済的規制、人権の推進、その他の調和の機会を模索する分野における規制機能を有する様々な組織の目的、機能、立場を明確にすること。

3.7

政府および行政は、サービスの提供と管理のための法律および規制上の枠組み、ならびに革新と優れた統治を可能にするそれぞれの制度的枠組みの機能を監督し評価すること。

3.8

政府および行政は、サービスの利用可能性、アクセス、品質、信頼性および低廉な価格を向上するための現実的で測定可能な対象と基準を設定し、目標を明確にすること。

3.9

政府および行政は、サービスに関する信頼できる情報にアクセスするための手段を担保することで、公共政策と事業戦略の定義付けの支援とサービスの提供におけるより高い透明性を担保すること。

3.10

政府および行政は、サービスへのアクセスについて平等で差別のないことを担保し、必要に応じてそれらの提供の優先順位付けを社会的に取り残された利用者グループに対して行うこと。

3.11

政府および行政は、環境への排出負荷を軽減しインフラ投資を維持するために、長期的な水資源の保全と保護のための経済的インセンティブを促進するサービスに対しての財政的枠組みを確立すること。

3. 12

政府および行政は、経済的持続性を促進し再投資を保証するために、段階的な費用回収を可能とする料金政策を推進すること。料金政策を住民の経済的能力に一定期間ごとに適合させ、最も経済的に恵まれていない人々を対象としたサービスの提供を保証すること。

3. 13

政府および行政は、公的予算もしくは企業や開発支援資金から利用可能な財源を供給し、効率的に管理すること。

3. 14

政府および行政は、地域的な組織の最適化と公共施設の経営効率化を推進し、サービスの構造的な効率性を向上させること。

3. 15

政府および行政は、水分野における経済を発展させ、雇用と富を生み出すことで国内あるいは国際市場におけるその能力を強化すること。

3. 16

政府および行政は、より実り多い市民参加を担保するためのサービスに関わる利用者の認知と関与を推進すること。

3. 17

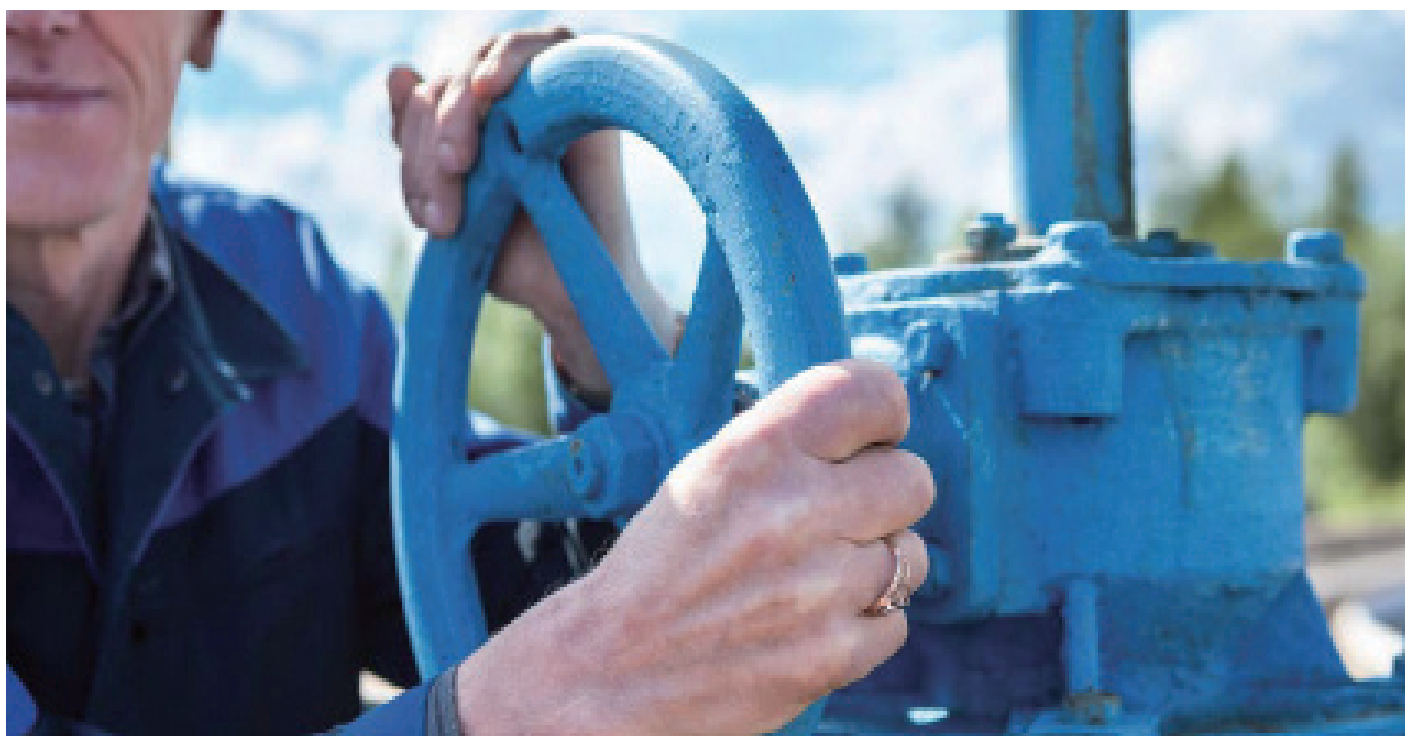
政府および行政は、資格を有する専門家と技術スタッフの数とバランス、および良質のサービスを担保する上で不可欠な機能を実行することのできる風通しのよい組織構造の観点から人材能力の開発を支援すること。

3. 18

政府および行政は、上記のいずれかから生じる関係者間における利害の対立を解決するために、手段を規定し責任を明らかにすること。

3. 19

政府および行政は、サービスに関連する分野の研究を推進し、地域的知見を深めること。



第4条 規制当局の責任

規制当局による措置は、能力、専門性、公正性、責任および透明性の原則に基づいたものでなければならない。規制当局を地域および全国的なニーズに最善に対応できるように構成し、あらゆる階層・区分の住民およびサービス提供モデルにとっての最適な条件を見出し、このセクター全体および個々のサービス事業者の両方を規制するという、統合的なアプローチを促進するモデルが実施されるようにすべきである。

サービスを規制する統合的なアプローチは、次の活動を含む、個々の具体的な状況との関係で確定する必要がある。

4.1

規制当局は、サービスを第三者へ委託・譲渡する際など、設計から入札、契約、サービス管理、契約修正、契約終結までの全ての行程が法規および既存の契約に則って実施されることを担保すること。

4.2

規制当局は、料金計画が公平かつ持続的かつ事業目的に合致するものとなるように監督すること。また、規制当局は、効率的で低廉な料金とともに、健全な財政状況が維持できる費用回収のレベルを確保すること。規制当局は、サービス事業者が、インフラ、環境および資源の費用を考慮しつつ、適切に維持管理活動を実施することを可能にすること。

4.3

規制当局は、公衆衛生と環境の利益のために、基準、規範最優良事例の遵守が確保されながら、利用者へ適切な品質のサービスが提供されていることを監督し、促進すること。

4.4

規制当局は、利用者の権利を保護し、利用者が苦情を訴える権利と適正な手続きを保障し、事業者と利用者のお互いの関係を健全にするために、事業者と利用者の関係づくりに取り組ませること。

4.5

規制当局は、規則に基づいて、サービスの適切な提供にとって不可欠である、当該部門の業務規程を明確にするよう促すこと。

4.6

規制当局は、革新的な解決案と技術進歩の早期実行が容易に達成されるよう、公平でオープンな事業者間の競争を推進すること。これによって、一事業者による事業の寡占化を抑えつつ、サービスの効率および質を改善することができる。

4.7

規制当局は、公共政策の実装およびサービス事業者の実績について情報を収集、分析し、正確な情報の普及を行うこと。運用されているマネジメントシステムによらず、管理者を含む全員が容易に理解できる信頼性、正確性の高い情報を提供できるよう、組織の透明性を実現すること。

4.8

規制当局は、イノベーションを引き起こす研究を、地域固有の知識および適切な技術的および専門的トレーニングによって人材育成の発展を基礎に促進し、それによって、サービスの自律性を向上させること。

4.9

規制当局は、サービスに関する改善努力を推奨し、制定済みの規制を遵守しない場合には、今後規律を遵守するよう、適切で均衡のとれた罰則を適正な手続きに従って課すこと。



第5条 飲料水供給、公衆衛生および下水管理を行うサービス事業者の責任

公共・民間によらず、飲料水供給、公衆衛生および下水管理を行うサービス事業者（以降、事業者）は公平かつ差異の無いサービスが提供されることを保証し、社会福祉に貢献するものでなければならない。組織構造、運営方針に関係なく、事業者は以下の責任がある。

5.1

事業者は、特に、サービスの提供、料金構造、サービスの品質、飲料水の品質、量および信頼性、下水の回収および処理、消費者保護および競争、並びに、環境法制について、政府によって策定された方針に従って活動し、法律、契約および規制上の枠組を厳格に遵守して行動すること。

5.2

事業者は、運用効率を改善し、人材管理、情報収集とその共有、日常業務、財源、計画、取引、予算、品質保証といった個々の課題に応じて最適な組織を編成すること。

5.3

事業者は、サービスの単位コストを削減できる明らかな利益を有する統合マネジメントシステム（システムは技術的かつ経済的に適切な規模でなければならない）を通じた規模、範囲、プロセスの経済により、組織効率を改善するように努めること。

5.4

事業者は、所管の公的当局によって定められた価格設定方針および水道料金回収手順を実施すること。また、利用者が経済的に逼迫された状況にある場合は特に、費用回収がしばしば困難であることを、公的当局に対してあらかじめ周知すること。

5.5

事業者は、外部組織と協力して、人材育成および提供するサービスの工夫に努めること。これは提供するサービスの品質を確保するために欠かすことができない要素である。

5.6

事業者は、自らの作業過程の誠実さ（インテグリティ）を、特に規制当局の条件に従って、情報履歴を保管し適切で監査可能な経理をつけた上で、適切なモニタリング、報告、監査によって検証すること。この検証には、適切な公共政策やビジネス戦略を立て、また提供されるサービスの質を評価するために必要な、信頼できる情報の提供も含まれる。

5.7

事業者は、下水や汚泥からのエネルギー、資源回収を含む有価物回収と排出負荷削減によって、資源保全に寄与する活動の展開を通じて「コンプライアンスを超えて」活動することを目指すべきである。

第6条 利用者の責任

利用者は事業者にとって重要な利害関係者かつサービスの恩恵をうける立場にあり、以下の権利と義務を有する。

6.1

利用者は、特に、サービスへの物理的および経済的なアクセス並びにその品質に関する情報に関し、その権利を効果的に行使すること。また、利用者は意思決定プロセスへ積極的に参加し、可能であれば、それに伴う義務について想定を行うこと。

6.2

利用者は、他のユーザー、公衆衛生、環境に悪影響を及ぼすような使用を防止・回避し、サービスを適切に利用すること。例えば、取水源の汚染や給水システムの品質や信頼性に悪影響を及ぼすような行為を行ってはならない。

6.3

利用者は、水資源を効率的に使用することに努め、サービス供給のための水関連設備と個別システムに悪影響を及ぼすことが無いよう、適切な利用に努めること。また、利用者は適切な材料および器具を使用するといった、これまでに確立された手順および規制に従ってサービスを利用すること。

第4部—規制の枠組み

第7条 効果的な規制枠組みの原則

規制枠組みの立案、改正、改定において、サービス規制に必要な強固かつ適切な手段を保証するために、市民社会、サービス提供者ならびに産業界と協議し、国際ガイダンス、利用可能な最善の科学技術、地域事情を考えるべきである。規制枠組みの開発で考慮すべき鍵は以下の通りである。

- 7.1** 規制はサービスに関する公共政策の一部として見なすべきである。それは多くの項目のうちの一つであるが、他の大部分に対する制御、促進について責任を持つ限りにおいて極めて重要な役割を担っている。
- 7.2** サービス提供連鎖（デリバリー・チェーン）に携わる全ての貢献者は、明確な目的と行動のための手段を有し、目的を満たす実績を収め、そして効率的な方法で行動することを確保しなければならない。
- 7.3** サービスのための統合的規制アプローチを保証しなければならない。これは全分野にまたがる規制とサービス提供者個々の規制の両方を含むものである。
- 7.4** 規制当局は制度上、機能上、財政上の適正なレベルの独立性を確保しなければならない。そのためには、これら組織体の安定性と自主性を保証しなければならない。これは司法審査の支配下において、合法的に付託された権限内での意思決定の自由を含むものである。
- 7.5** 規制当局が優れた管理の必要不可欠な構成要素であると認めなければならない。そして規制者は時代のニーズを反映し、技術と管理部門と、政治的な意思決定との間の明確な区別を提供しなければならない。
- 7.6** 規制当局の、特にその行動の透明性に関する説明責任および公開による審査の確保について必要な仕組みを確立しなければならない。
- 7.7** サービスの競争的市場の構成において、規制がその鍵となる手段であることを認識しなければならない。
- 7.8** 規制は、基準、規範や優良事例を尊重する文化、すなわち、外部圧力に強く（レジリエント）、より合理的、客観的かつ根拠に基づく文化を育てることを認識しなくてはならない。
- 7.9** 行政機関の近代化および経済に対する規制の寄与を最適化することは、サービス提供での首尾一貫性、より一層の調和、障害の除去、そして規制の目的と実行における経済主体と利用者の信頼を増大させることにより達成可能である。

第5部—解釈

第8条 憲章の解釈

リスボン憲章の内容は、第1章で特に定義されてない限り、憲章、その文脈およびその目的の観点からの用語に与えられた意味に従って誠実に解釈されるべきものである。憲章に規定された原則、責任および一般的な指針は、特定の事情や状況に応じて適切に検討され、適用されるべきである。

謝辞

The impetus and leadership in developing the charter was provided by Jaime baptista, President of the Portuguese Water and Waste services regulation Authority (ersAr), with the support of his team. Robert Bos (IWA), Carolina Latorre (IWA) and Tom Williams (IWA) oversaw and contributed to the development of the text, with critical inputs from Glen Daigger (One Water solutions llc) and Gerard Payen (unsgAb). For the consultation; attendees of the first international regulators Forum (september 2014), the IWA strategic council and IWA board of directors all made valuable contributions.

本憲章は、Jaime Baptista（ポルトガル水廃棄物規制局：ERSAR 局長）と彼の部下の原動力とリーダーシップにより作成されました。文章は、Robert Bos (IWA)、Carolina Latorre (IWA) および Tom Williams (IWA) によってとりまとめられました。Glen Daigger (One Water Solutions LLC) と Gerard Payen (UNSGAB) からは重要な助言をいただきました。憲章の内容については、第1回国際規制当局フォーラム（2014年9月）、IWA 戦略会議、IWA 理事会の参加者の皆様から様々な貴重なご意見をいただきました。

Japanese translation was carried out in a collaboratin with eight members of Japan national young water professionals: Takashi Onodera (National Institute for Environmental Studies), Hiroshi Yamamura (Chuo University), Takahiro Seki (Ernst & Young ShinNihon LLC), Mamoru Oshiki (National Institute of Technology, Nagaoka College), Tomohiro Tobino (The University of Tokyo), Yasuhiro Asada (National Institute of Public Health), Tokihiro Kurita (Central Research Institute of Electric Power Industry), Hiroe Hara (Kanazawa University).

The manuscript was reviewed by professor Hiroaki Furumai (The University of Tokyo), Kazuya Naito (Bureau of Waterworks Tokyo metoropolitan Government), Miharu Hirano (Kobe University) and Tetsuya Kawata (Kyoto University).

Photos printed on pages 2, 11 and 14 were provided by Noriyoshi Takeda (Nihon Suido Shinbun Newspaper).

日本語翻訳にあたっては、IWA 国内委員会のリーダーシップのもと Japan national young water professionals (Japan-YWP) メンバー以下8名の協力により実施されました：小野寺崇（国立環境研究所）、山村寛（中央大学）、関隆宏（EY 新日本有限責任監査法人）、押木守（長岡工業高等専門学校）、飛野智宏（東京大学）、浅田安廣（国立保健医療科学院）、栗田宗大（電力中央研究所）、原宏江（金沢大学）。古米弘明教授（東京大学）、内藤和弥氏（東京都水道局）、平野実晴氏（神戸大学）及び川田哲也氏（京都大学）には翻訳内容を精査いただきました。また、武田教秀氏（日本水道新聞社）には本紙のレイアウトおよび写真の一部をご提供いただきました。

inspiring change
www.iwa-network.org

INTERNATIONAL WATER ASSOCIATION

Alliance House · 12 Caxton Street
London SW1H 0QS United Kingdom
Tel: +44 (0)20 7654 5500
Fax: +44 (0)20 7654 5555
E-mail: water@iwahq.org

Company registered in England .3597005
Registered Office as above
Registered Charity (England) No.1076690

For more information please contact:
Carolina Latorre (IWA)
Email: Carolina.Latorre@iwahq.org

Visit our webpage:
www.iwa-network.org/iwrf

Errata January 2016

Japanese translation 2018